

学校外における学修の単位認定に関する規程（抄）

第 1 条 学校外における学修の単位認定

生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化の実態を踏まえ、学習の選択幅を拡大し、自ら学ぶ意欲の向上を図るとともに、優れた能力を一層伸ばし、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点から、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果や、生徒の学校外における体験的な活動を、これまで以上に評価するため、学校外における学修を本校の単位として認定する。

第 2 条 単位認定の対象とする学修

- (1) （技能審査の成果の単位認定）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。） 第 98 条の 2 号に該当する知識及び技能に関する審査で、文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- (2) （ボランティア活動の単位認定）施行規則第 98 条の第 3 号に該当するボランティア活動に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修

第 3 条 学校外における学修の単位認定の認定権者

学校外における学修の単位認定は、校長が行う。

第 4 条 教育課程上の位置付け

- (1) 対応する教科・科目の増加単位として位置付ける。
- (2) 対応する教科の学校設定科目の増加単位として位置付ける。

第 5 条 単位の認定

- (1) 単位として認定できるのは、学校外における学修の成果が高等学校教育の目標や水準に相当するものであると校長が認めた場合とする。
 - ア 第 2 条の(1)の学修については、次のとおりとする。
 - (イ) 高等学校在学中に受験し、合格した場合に限る。
 - (イ) 対応する科目の履修をさらに深めたものとみなし、当該科目の増加単位として認定する。
 - イ 第 2 条の(2)のボランティア活動に係る学修については、次の条件を満たすものとする。
 - (イ) 計画的、継続的な活動であること。
 - (イ) 公的機関やそれと同等の信頼できる団体等の受入れや仲介のある活動であること。
 - (ウ) 学校が十分に連携を取ることで受入先や仲介先であること。
 - (エ) 学校が活動の証明を得ることのできる受入先や仲介先であること。
- (2) 単位認定が、制度の趣旨から逸脱したり、本校の教育活動に支障を及ぼすものではない場合とする。
- (3) 学習指導要領に定められたすべての生徒に履修させる各教科・科目は、本校において履修させることとし、学校外における学修をもってこれに当てることはできない。
- (4) 1 単位の標準時数は、50 分に 35 を乗じた時間を原則とし、認定できる単位数の上限は、校長が定める。
- (5) 認定できる単位数の限度は、学校教育法施行規則第 99 条の規定により、36 単位とする。
- (6) 認定された単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- (7) 単位の認定に当たっては、類似した分野における類似した水準の成果について、重複しないように単位を認定する。

第 6 条 単位認定の手続

(1) 第 2 条の(1)の学修（技能審査の成果の単位認定）

ア 学校外における学修の単位認定は、「学校外における学修の単位認定に係る指針」（平成 12 年 3 月 31 日教育長決定）に基づいて行う。

イ 対象とする技能審査の級・種別、対応する教科・科目、単位数については、別表を標準とする。

ウ 別表に示されている技能審査については、その他の級・種別、対応する科目の追加単位数について、学習指導要領の示す目標、内容を踏まえ、校長が適切に定める。

エ 別表に示されていない技能審査については、その級・種別、対応する教科・科目、単位数について、学習指導要領の示す目標、内容を踏まえ、校長が適切に定める。

オ 校長は、「単位認定願」等で成果を確認し、単位の認定を行う。校内で募集した技能審査について校長は、担当教科の一覧で成果を確認し、単位の認定を行う。

(2) 第 2 条の(2)の学修（ボランティア活動の単位認定）

ア 生徒は、目的、活動内容、活動場所（受入先）、仲介機関、活動期間等必要な事項を記入した単位認定申請書等を校長に提出し、事前に審査を受ける。

イ 校長は、上記の活動を許可する場合には、必要な事前指導を行うとともに、受入先等との十分な連携を図る。

ウ 校長は、活動終了後、「単位認定願」、「活動証明書」等で成果を確認し、単位の認定を行う。

エ 単位として認定される活動は、1 日当たり 6 単位時間として累計し、35 単時間ごとに 1 単位（対応科目は家庭基礎）認定する。ただし、認定する単位は、在学期間中を通して 3 単位を限度とする。

第 7 条 単位認定の時期

学校外における学修の単位認定の時期は、当該年次の単位の修得を認定する時期とする。

第 8 条 生徒指導要録上の取扱い

(1) 「修得単位数」の欄

ア 対応する教科・科目等を履修し、修得した場合

当該教科・科目の増加単位として認定する。履修期間中の場合は、当該教科・科目の「修得単位数」の欄に加える単位数を含めた単位数を記入し、履修後に認定する場合は、単位認定した年次の当該教科・科目の「修得単位数」の欄に加える単位数を記入する。

イ 同年次において、上位の級に合格した場合

上位の級の認定単位数の合計を当該教科・科目の「修得単位数」の欄に記入する。

ウ 上級年次において上位の級に合格した場合

認定単位数を当該教科・科目の「修得単位数」の欄に記入する。

(2) 「評定」の欄

評定は行わず、単位の認定のみとし、「評定」の欄は空欄とする。ただし、当該教科・科目の増加単位として認定する場合、第 7 条については、当該教科・科目の評定を「評定」の欄に記入する。

(3) 「備考」の欄

「学校外における学修」と記入し、併せて当該年次、認定した単位数、学修の種類、内容などを記入する。

第 9 条 指導上の留意点

- (1) 実施に当たっては、生徒及び保護者に本制度の趣旨や内容、単位認定の基準等について十分説明する。
- (2) 生徒に対しては、オリエンテーションの実施、申請書及び計画書の作成やレポートの提出など適切な指導を行う。
- (3) 単位認定に当たっては、受入先等と事前に協議を行い、協定を結ぶなどして、円滑な準備を行う。

附 則 本規程は、令和 6 年 9 月 2 4 日より施行する。

別表 <技能審査の成果の単位認定>

教 科	技能審査の種類	主 催 者	級・種別	単位数	対応科目
国 語	日本漢字能力検定	日本漢字能力検定協会	2 級	2	現代の国語
国 語	日本漢字能力検定	日本漢字能力検定協会	準 1 級以上	2	現代の国語
数 学	実用数学技能検定	日本数学検定協会	2 級	2	数学 I
数 学	実用数学技能検定	日本数学検定協会	準 1 級以上	2	数学 I
外国語	実用英語技能検定	日本英語検定協会	2 級	2	英語コミュニケーション I
外国語	実用英語技能検定	日本英語検定協会	準 1 級以上	2	英語コミュニケーション I